

長崎県農業共済組合事業規程の一部改正新旧対照表

改正後	現行
(共済金支払額、減収量等の公告) 第 47 条 <u>削除</u>	(共済金支払額、減収量等の公告) 第47条 <u>この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、共済減収量（災害収入共済方式にあっては生産金額の減少額及び減収量（規則第98条第2号に掲げる数量から同条第1号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。）、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。</u>
(組合員負担共済掛金の分納) 第 70 条 (略) 2～6 (略) 第 70 条の 2 (略) 2 前項の申請をしようとする組合員は、事項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を<u>立て</u>なければならない。 3～4 (略)	(組合員負担共済掛金の分納) 第 70 条 (略) 2～6 (略) 第 70 条の 2 (略) 2 前項の申請は、事項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を<u>立て、かつ、この組合の定める書類を添付してし</u>なければならない。 3～4 (略)

